

2023年8月18日

安曇野市議会議長 平林 明 様

## 議員平等の原則に基づく安曇野市議会の運営と 議会内人事の平等を求める陳情書

提出者 議会と共にある市民の会  
安曇野市三郷小倉

### <陳情趣旨>

安曇野市議会だより第68号、69号、70号に「会派の変更」や「委員会構成の変更」のお知らせがあったことから、委員会の委員の選出状況について率直な疑問を持ちました。

選挙によって選ばれた市民の代表である市議会議員が、会派に属するか、無所属かによって「委員会構成の変更」が行われていることに、市民として驚きました。

市民が選出した議員が、議会運営において平等に扱われていないという現状は、市民が選挙によって代表者を選び、その者に政治を任せるという間接民主制をないがしろにするものではないでしょうか。

会議を構成する議員は、性別・年齢・信条・議員としての経験年数・社会的地位・所属政党等を問わず、法律上において平等であるという「議員平等の原則」がありますが、議会運営で最も大切な「議員平等の原則」が、安曇野市議会において達成されているとは思えません。

安曇野市議会委員会条例 第2条2で「議員は、前項各号に掲げる常任委員会のうち、いずれか一の委員になるものとする」とあり、常任委員会では「議員平等の原則」が保たれているように見えます。

一方、常任委員会以外の所属委員会無しが5議員（25%）、一委員会のみ所属が4議員（20%）、二委員会の所属が11議員（55%）と、議員間での差が生じています。（別紙のグラフ参照）

所属委員会が多い議員は委員会に出席する日数が増えるなど、それだけでも議員間での業務量の格差が生まれ、業務量の「不平等」が生じますが、それ以上に重要なことは、委員会や広域議会等に参加して議論し議決するという、議員としての職務をはたせない議員がいることです。

今の安曇野市議会の現状からは、市民が、立候補者のマニフェストや公約を基に議員を選んだとしても、選んだ議員に託した民意が反映されないと思います。

以上の理由から、「議員平等の原則」に基づいた議会運営と議会内人事を行うことを求め、ここに陳情します。

### <陳情項目>

「議員平等の原則」に基づいて、各種委員会や一部事務組合議会、広域連合議会等の人事を行うよう、関連する先例を改正すること。